

後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

お問い合わせ ○市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118 ○合川総合窓口センター ☎78-2112
○森吉総合窓口センター ☎72-3115 ○阿仁総合窓口センター ☎82-2112

後期高齢者医療制度とは 「75歳以上の後期高齢者」と「一定の障がいのある65歳から74歳の前期高齢者」を対象とした医療保険制度です。

令和6年度の健康保険証の更新について

8月1日から、後期高齢者医療制度の健康保険証が「薄赤色の健康保険証」に新しくなります。
7月中にお届けしますので、8月1日以降は新しい健康保険証をお使いください。医療費の自己負担額についてのチラシも同封しますのでご確認ください。

今までの健康保険証(緑色) 【有効期限】令和6年7月31日まで → 新しい健康保険証(薄赤色) 【有効期限】令和6年8月1日～(1年間)

○現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和6年度も住民税非課税世帯の方は、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を新しい健康保険証と一緒にお届けします。

7月に保険料の決定通知を皆さまへ送付します

納付方法は、①特別徴収と②普通徴収の2通りです。
原則は、特別徴収(年金天引き)ですが、対象とならない方の保険料は「口座振替」や「納付書」(普通徴収)で納めていただきます。

- ①特別徴収… 年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。
- ②普通徴収… 7月末から翌年2月末までの最大年8回、市役所や市内金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリまたは口座振替で納めていただきます。

普通徴収の方へ

納付書で保険料を納める方は、口座振替の手続きをすれば、納め忘れや納付の手間も省けてとても便利です。
口座振替の手続きは通帳と通帳印をお持ちのうえ、金融機関でお手続きください。

《納期限》

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7/31(水)	9/2(月)	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)

令和5年中の所得に応じて保険料が決定します

保険料 = 均等割額 + 所得割額

◇均等割額と所得割率

均等割額	45,260円	県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
所得割率(額)	9.02%	加入者本人の所得に応じて納めていただく金額 所得割額 = (総所得額 - 43万円) × 9.02%

※賦課限度額→80万円
(所得が多い方も80万円が限度額です)
※所得が一定以下の世帯の方は、保険料が軽減されます。
※詳細は7月に送付される「保険料の決定通知書」でご確認ください。

マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

マイナ保険証とは…健康保険証として利用できる「マイナンバーカード」
《現行の保険証は、令和6年12月2日をもって原則終了します》

ただし、令和6年12月時点でお手元にある保険証は下記の期日まで使用できます。

- 後期高齢者医療制度に加入の方…令和7年7月31日まで
- 国民健康保険に加入の方…令和7年9月30日まで
- 職場の健康保険に加入の方…職場の健康保険の担当にご確認ください

☎マイナンバーをお持ちでない方…市民課市民係 ☎62-1114 / 健康保険証の利用登録(紐づけ)していない方…市民課国保年金係 ☎62-1118

マイナ保険証の主な利点

- 特定健診や薬剤の情報が医師や薬剤師に共有され、適切な医療につながります。
- 医療費や入院時食事代など、一定の限度額を超えた分の支払いが免除され「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」も不要となります。

マイナ保険証として利用するためには

マイナポータルから「健康保険証利用登録」を行ってください。詳細は市ホームページをご確認ください。



国民年金保険料の免除制度

7月から「令和6年度国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請受付がはじまります。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月から令和7年3月までの国民年金保険料は、月額16,980円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマホ決済アプリで納めることができます。
また、クレジットカードや口座振替でも納付することができます。

納付には「口座振替」が便利です

毎月の保険料は、翌月末までに納めることとなりますが「口座振替」を利用すると、自分で納めに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。口座振替納付申出書は年金事務所または日本年金機構のホームページにあります。ご希望の場合は、口座振替をする金融機関またはお近くの年金事務所へご提出ください。
※基礎年金番号通知書、通帳、通帳届出印が必要となります。

国民年金保険料の免除制度

保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、納付が難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障がい、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、納めることができない場合は、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

※学生の方は「学生納付特例制度」、出産される方(第1号被保険者の方)は「産前産後の保険料免除制度」をご利用ください。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。
なお、一部免除の場合、保険料を納付しないと未納期間となりますので、減額された保険料を必ず納めてください。

納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得(1月から6月に申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

●免除・猶予制度の申請方法は…

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所または年金事務所に提出してください。

過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)まで遡及して免除申請することができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする免除・猶予の対象は、令和5年6月分(学生納付特例は令和5年3月分)までの保険料です。詳細は窓口にてご相談ください。

【お問い合わせ】

市民課国保年金係 ☎62-1118
合川総合窓口センター ☎78-2112
森吉総合窓口センター ☎72-3115
阿仁総合窓口センター ☎82-2112
鷹巣年金事務所国民年金課 ☎62-1490

マイナポータルから

免除・納付猶予の電子申請ができます

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。
免除・納付猶予の申請、学生納付特例も対象です。

- メリット① 24時間365日、申請できます!
- メリット② スマートフォンから申請できます!
- メリット③ 処理状況も申請結果も確認できます!

☎日本年金機構ホームページ
または年金加入者ダイヤル
☎0570-003-004



▲日本年金機構ホームページ